内閣府

令和８年１１月２日
～美ら島の未来を拓く～
沖 縄 総 合 事 務 局

入札監視委員会の審議概要について

記 者 発 表 資 料

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会（令和8年度第1回）が、令和8年6月19日（金）に沖縄総合事務局において開催されました。

審議内容は別紙のとおりです。

令和8年11月2日

沖縄総合事務局

記 者 発 表
沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】		
沖縄総合事務局開発建設部管理課	契約管理官	岡田 大輔
	契約管理係長	渡具知 武瑠
代表 098-866-0031 （内線 2356・2541）		直通 098-866-1981

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会（令和8年度第1回） 審議概要

<table>
<tr><td colspan="2">開催日及び場所</td><td colspan="2">令和8年6月19日（金） 沖縄総合事務局　1階　共用会議室A・B</td></tr>
<tr><td colspan="2">委員</td><td colspan="2">委員長　　中 村　真 也　（琉球大学農学部教授）
委　員　　井 上　むつき　（税理士）
委　員　　川 崎　幸 治　（弁護士）
委　員　　高　　哲 央　（沖縄国際大学経済学部准教授）
委　員　　中 田　幸 造　（琉球大学工学部教授）
（委員は50音順：敬称略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">審議対象期間</td><td colspan="2">令和7年10月1日～令和8年3月31日</td></tr>
<tr><td colspan="2">抽　出　案　件</td><td>総件数　7　件</td><td rowspan="8">（備考）
○ 抽出案件についての審議に続いて、入札・契約に関する状況等、対象期間における発注案件、指名停止措置の運用状況、再度入札における工事別一位不動状況及び一者入札推移について定例報告を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">工事</td><td>一　般　競　争
（政　府　調　達）</td><td>1　件</td></tr>
<tr><td>一　般　競　争</td><td>3　件</td></tr>
<tr><td>公募型指名競争</td><td>0　件</td></tr>
<tr><td>工事希望型競争</td><td>0　件</td></tr>
<tr><td>通　常　指　名　競　争</td><td>0　件</td></tr>
<tr><td>随　意　契　約</td><td>0　件</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設コンサルタント業務等</td><td>2　件</td></tr>
<tr><td colspan="2">役務の提供等及び物品の製造等</td><td>1　件</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">委員からの意見・質問、
それに対する回答等</td><td>意　見　・　質　問</td><td>回　　答</td></tr>
<tr><td>別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">委員会による意見の具申
又は勧告の内容</td><td colspan="2">な　し</td></tr>
</table>

（別 紙）

意　見・質　問	回　答
抽出事案	
1 工事	
◆ 令和7年度那覇空港高架道路デッキ部上部工拡幅工事	
○ 入札価格が各社とも基準価額付近に集中しており、価格のばらつきが非常に小さく見えます。この程度のばらつきは通常の範囲内と考えてよいのでしょうか。また、技術評価点には差が見られる一方で、その差が入札価格には反映されていないように見えますが、その点についてどのように考えればよいのでしょうか。	・ 入札価格については、各社とも調査基準価格を意識して積算・応札しているため、近年は価格のばらつきが小さくなる傾向があります。一方、技術提案の内容は各社で異なりますが、その提案内容も含めて価格が算定されており、技術的な評価の差が必ずしも入札価格の差として表れているわけではありません。
○ 調査基準価格は公表されているのでしょうか。	・ 調査基準価格そのものが公表されているわけではありません。工種ごとに率が定められており、算定の基礎となっています。
○ 加算点が最も高い社を含め、3社が無効となっています。全体的に価格面で大きな差がないように見えますが、どのような理由で無効となったのでしょうか。	・ 3社は調査基準価格を下回ってしまったということで無効としています。調査基準価格を下回った場合、追加資料やヒアリングをすることで、評価を見直しますが、今回はそれらを辞退したため、無効としています。
◆ 那覇港湾合同庁舎（R7）建築その他改修工事	
○ 参加可能な業者が44社ある中で、応札は4社にとどまり、うち2社は辞退となっています。工事としての魅力や施工条件に課題があったのか、また、参加しやすくするために等級区分を拡大した効果が現れているのか意見を聞きたいです。	・ 本工事は再度の入札手続による案件であり、建築分野では技術者不足や資材価格高騰に加え、他省庁や地方公共団体、民間工事との競合により、工事の発注が活況となっています。このため、他工事の受注状況等を理由に辞退となるケースが生じています。 一方で、発注者としては適正な工期の確保や週休2日工事の推進、施工条件に応じた単価補正、市場価格を反映した積算など、受注しやすい環境づくりに努めており、その結果、近年の厳しい市場環境を踏まえれば4社の応募は一定の成果が得られたものと認識しています。積算基準や歩掛かりの公表、直近の見積もりの取得等により市場を反映した単価を用いる等の取組により、一定の効果が現れ始めていると考えています。
○ 14社が仕様書をダウンロードしたにもかかわらず、実際の参加は4社にとどまっています。人手不足が課題となる中で、提出期限が短いことが参加を妨げる要因になっているのではないでしょうか。また、期間を長く設定することで応札者の増加につながる可能性はあるのでしょうか。	・ 公告から提出期限まで約20日間の期間を確保しており、標準的な期間の中で余裕を持たせるなどの配慮を行っています。また、期間を過度に長くすると、その間に他工事の受注が決まるなどして、かえって辞退につながる可能性もあります。これらを踏まえ、適切な期間を確保しつつ、受注機会を逃さないようバランスを考慮して手続を進めています。
○ 施工体制評価点と標準点が全社が同じとなっていますが、どのような趣旨でしょうか。また、同種工事の施工実績が評価される仕組みでは、過去の実績がある企業が有利となり、新規参入事業者にとって不利にならないのでしょうか。	・ 標準点と施工体制評価点等については、提出された資料から体制等の確認ができれば、同じ点数が付与されます。また、同種工事の施工実績については、営繕チャレンジ型において配置予定技術者の実績要件を緩和しているものの、結果的には施工実績の豊富な企業が高い評価を受けやすい仕組みとなっています。
○「営繕チャレンジ型」について、参加しやすくするために要件を緩和する制度という理解をしていました。一方で、説明では育成的な視点も含まれているとのことでしたが、それは要件緩和そのものを指しているのか、それとも評価項目の設定を通じて事業者の育成や技術力向上を促すような考え方も含まれているのか、その位置付けを確認したいです。	・ 営繕チャレンジ型では、配置予定技術者に同種工事の施工経験を求めないことで参加要件を緩和しています。通常の評価では、企業実績に加えて配置予定技術者の施工経験も評価対象となるため、経験豊富なベテラン技術者の配置が有利となりますが、若手技術者や同種工事の実績要件を満たさない技術者でも配置しやすくすることで、育成も含め参加機会の拡大を図っています。
◆ 令和7年度与那覇地区補強土壁（その2）工事	
○ 同種工事の施工実績に関する配点について、案件によって10点や4点など配点が異なっていますが、これらの配点は発注者が自由に設定できるのでしょうか。また、実績評価の配点を高くすると、結果的に新規参入事業者が不利になるため、恣意的な運用にならないのでしょうか。	・ 配点については、定められたガイドラインに基づいて設定しており、一方で、工事の特性などに応じて例外的に配点を変更する場合もありますが、その際も一定のルールや考え方に基づいて行っています。したがって、同種工事の実績評価についても、恣意的に新規参入を制限するために配点を設定しているものではなく、基本的にはガイドラインに沿った運用となっています。 ・ 業者には一定の専門分野や得意分野があり、建築工事を主に手掛ける会社や土木工事を主に手掛ける会社では受注環境が異なります。そのうえで、土木工事において工事ごとに実績評価の配点を変えることは新規参入を促すためではと、恣意的な疑念を招くおそれがあります。 このため、土木工事については、種類にかかわらず基本的に同じ配点基準を適用しており、業者側も特別な意図を読み取るものではなく、一貫した評価基準として受け止めているものと考えています。 また、加算点だけでの評価となると、高い技術評価点を持つ事業者を価格で逆転するために、かなりの値引きが必要となり、過度な価格競争を招くおそれがあるため、基礎点を設けることにより、一定の技術力を確保しながら、適正な競争環境の確保を図っています。
○　応札者が1社のみで、落札率も極めて高い状況を見ると、競争入札としての効果が十分に発揮されているのか疑問を感じます。本来であれば複数社による競争が行われることが望ましく、辞退した事業者にも参加してもらえれば、より競争性のある入札になったのではないかという風に思います。	

◆ 令和7年度北部国道管内舗装修繕（その3）工事	
○ 一括審査方式は事務負担の軽減には効果があると思いますが、競争性の向上という観点ではどのように評価されているのでしょうか。	・ 一括審査方式では、一度の技術資料提出で複数の工事に参加できることから、事業者の事務負担軽減につながっています。また、競争性の観点では、一つ目を落札した事業者は、次の案件から無効となる仕組みとなるため、受注機会が広がり、より多くの事業者が競争に参加できる環境づくりにつながっています。
2 建設コンサルタント業務等	
◆ 令和7年度石垣港臨港道路予備設計業務（その3）	
○ 入札価格を見ると、落札できなかった4社のうち2社ずつが同額となっている一方で、落札した社だけ異なる入札価格となっており、非常に特徴的な分布になっています。積算精度が向上したことは理解するものの、ここまで価格が近似している状況には少し違和感を覚えるが、どのように考えられるでしょうか。	・ 入札価格が近似しているのは、積算基準を適用したうえで、積算システムや公表している見積参考資料を各社が活用しているためであり、各社が同様の条件で積算した結果、入札価格は自然と近い水準になったと考えています。
○ 5社とも入札価格がほぼ同水準にもかかわらず、落札率が80%程度です。各社の積算結果が似通うのは理解できるものの、その結果として落札率が比較的低くなっている理由についてどのように考えられるでしょうか。	・ 調査基準価格の算定方法は入札説明書で公表しており、これを下回ると調査対象となることから、入札参加者が調査基準価格を意識して入札価格を作成しているためかと考えています。 ・ コンサルタント業務は参加者が多く競争性が高いため、各社とも調査基準価格を意識して応札し、入札価格がその付近に集中する傾向にあります。一方、工事は工種や施工条件によって状況が異なり、利益が見込める人気工事では、調査基準価格付近まで価格競争が行われるが、調整業務の多い工事など施工負担の大きい案件では必ずしもそこまで価格が下がるものではありません。落札率は工事の施工条件によって異なる傾向にあります。 ・ コンサルタント業務は人件費の影響が大きく、価格差が出やすい傾向にあります。一方、工事は案件の人気や施工条件によって競争性が異なり、人気の高い工事ほど価格競争が激しくなります。そのため、業務と工事では価格形成や落札率の傾向が異なります。
○ 予定価格は公表されていませんが、事業者はある程度推測できるのでしょうか。また、調査基準価格は予定価格に対する一定の割合など、算定ルールが決まっているのでしょうか。	・ 予定価格は積算基準に基づいて算出されており、事業者も同じ基準で積算できるため、ある程度推測が可能です。また、調査基準価格の算定方法についても入札説明書等で公表されているため、その考え方に従って計算すれば、官積算に近い予定価格や調査基準価格を導くことができます。 ・ 調査基準価格は、人件費や材料費、一般管理費（利益相当分）などの項目ごとに算定ルールが定められており、人件費や材料費は大きく切り下げられない一方、利益部分は一定程度圧縮できる仕組みとなっています。そのため、コンサルタント業務では調査基準価格がおおむね予定価格の8割程度、材料費の割合が大きい工事では9割程度になることが一般的です。これは品質確保や適正な労務費の確保を目的とした制度設計によるものです。
◆ 令和7年度沖縄総合事務局管内液状化リスクに関する調査検討業務	
○ 液状化リスクマップは1年足らずで完成するとのことですが、短期間で作成できるものなのでしょうか。既存データを活用して作成するのか、それとも新たな地盤調査など大規模な作業を伴うのでしょうか。その進め方について教えていただきたいです。	・ 当初は既存のボーリングデータ等を活用して分析を行う前提だったため、比較的短期間でリスクマップを作成できる見込みでしたが、委員会より追加資料の収集やさらなる検討が必要との指摘があったことから、業務内容を拡充し、工期を延長することとなり、当初の6月完了予定から、契約変更により期間を12月まで延長し、追加調査や分析を反映したうえで取りまとめを進める予定となっています。
○ プロポーザル方式の評価内容は十分理解できていませんが、60点満点中37点という結果を見ると、それほど高得点に見えません。この点数は評価上どのように位置付けられるのでしょうか。	・ プロポーザル評価は段階評価（A、A'など）を用いているため、必ずしも満点に近い点数でなければ評価が低いというわけではありません。 そのため、60点満点中37点という結果だけで「提案内容が悪い」「能力の低い業者が集まった」ということは言えず、評価基準に照らして適切な提案がなされた結果と考えています。
○ 今回の選定は得点順とのことですが、最低基準点のようなものは設定されているのでしょうか。例えば、ある点数を下回る場合は発注しないといった基準があるのでしょうか。	・ 特にありません。プロポーザル方式は、高度な技術力や専門的な提案が求められる案件を対象としていますので、もともと一定の能力や実績を持つ事業者の参加を前提としており、「評価の低い事業者が選定されるのではないか」という状況はあまり想定していません。したがって、得点順で選定することを基本としており、最低基準点を特に意識した運用というよりは、提案内容を比較評価して最も優れた事業者を選定する考え方となっています。

	・同種・類似業務の実績を求めることで一定の品質は担保していますが、幅広い事業者の参加を促すため、参加要件は比較的広く設定しています。これまで著しく低い評価の提案が集まったケースはなく、仮に全参加者がBやC評価にとどまり、提案内容に疑問がある場合には選定の可否を検討する余地はあると考えられます。また、最低評価や著しく不十分な評価項目がある場合には、特定しない判断となる可能性もあります。ただし、そのような事例はこれまでなく、現時点では想定上の話となります。
○ プロポーザル方式では評価結果が選定に大きく影響すると思いますが、評価はどのように行われているのでしょうか。複数の提案者に対して同じ評価者が審査するのか、また、点数は評価者の合議で決めるのか、それとも各評価者が個別に採点して平均するのかなど、評価方法や採点ルールについて教えていただきたいです。	・プロポーザルの評価は職員3名が実施しており、評価項目ごとに定められたマニュアルや評価基準に基づいて個別に採点しています。評価者ごとのばらつきを抑えるため、工程管理や提案内容、実現性などについてA・B・Cといった評価区分が設定されています。各評価者が独立して採点した結果を担当部署が集計し、その平均点を最終評価点として決定する仕組みとなっています。したがって、特定の評価者の主観だけで点数が決まるのではなく、統一された基準と複数人による評価で公平性を確保しています。
○ 評価を行う職員は、提案者である業者名が分からない状態で審査しているのでしょうか。	・提出された提案書は「A社」「B社」「C社」といった形で識別され、どの会社の提案か分からない状態で採点を行っています。
3 役務の提供等及び物品の製造等	
◆ 令和7・8年度ダム統管電気設備点検業務	
○ 他の案件では落札率が90%を超えているものが多い中、この案件は落札率が約85%と比較的低くなっています。この落札率について、どのような要因があると考えているのか、また適正な水準と認識しているのか伺いたいです。	・実際には2者が応札しており、欠格となった事業者の情報は他の応札者には分からないため、残った事業者は競争を意識して価格設定を行ったものと考えられます。 また、当該事業者は前年にも応札したものの落札できなかった経緯があり、その経験を踏まえて企業努力により価格を引き下げた結果、今回の落札率になったものと推察しています。
○ 人件費上昇している現在の状況を踏まえると、本業務の予定価格や入札価格はやや低いのではないかと感じています。14か所を約1,700万円で実施する内容では、資格を持つ技術者の人件費を考慮すると十分な利益を確保しにくく、多くの事業者が採算面から参加を見送った可能性もあると思います。実際、仕様書をダウンロードした事業者数に比べて応札者が少ないことからも、業務量や責任に対して対価が見合っていない面があるのではないかと感じています。今後、競争性を高めるためにも、人件費上昇などの市場実態を踏まえた予定価格や積算基準の見直しを検討してはどうかという意見です。	・積算は全国共通の標準積算基準に基づいて算出しております。人件費や物価の変動などを踏まえた積算基準の見直しについては、全国的な状況を見ながら行われるものであり、今後も実態に応じて適宜見直されていくものと考えています。
	・技術者単価や労務費については毎年実態調査を行い、地域差も考慮しながら継続的に見直しを行っています。しかし、実際の現場では積算上の想定以上に人員が必要となるケースや、安全対策・交通誘導など追加的な対応が求められることもあり、実態と積算が完全には一致しない場合があります。発注者としてもその点は課題と認識しており、見積りの活用などを通じて実態に近い価格設定に努めています。一方で、予算や会計検査上の制約もあるため、単純に価格を引き上げることは難しく、適正な価格設定とのバランスを取りながら対応しているのが現状です。
入札時に、ほかに応札者がいるかどうかは分かるのでしょうか。もし応札者数が分かるのであれば、「自社しか応札していない」と判断して高めの価格で入札することも可能ではないかと思うのですが、その点はどのようになっているのでしょうか。また欠格となった事業者は書類不備が理由とのことですが、不備があった際に補正や修正を促す機会は設けられているのでしょうか。	・入札時点では、他にどの事業者が応札しているか、また何者が参加しているか分からない仕組みとなっています。そのため、各事業者は自社の判断で入札価格を設定しています。また、書類不備については、入札説明書に必要書類や提出要件を明記しており、基本的には提出時点で要件を満たしていることが求められているので、書類に不備がある場合は欠格として取り扱っています。
定例報告	
1 入札・契約に関する状況等	
2 対象期間における発注案件について	
3 指名停止措置の運用状況	
4 再度入札における工事別一位不動状況	
5 一者応札の発生状況	
6 工事種別ごとの低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況	